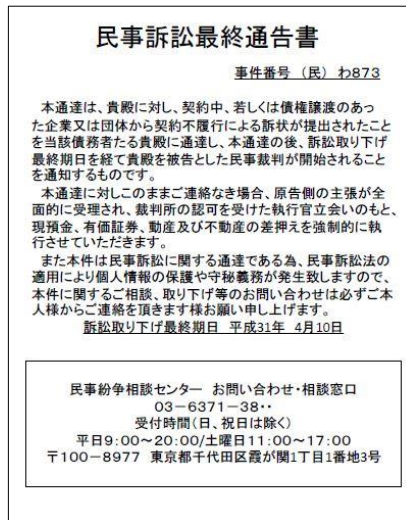


架空請求…「民事訴訟最終通告書」のハガキに注意！

事例

本日、民事紛争相談センターから「民事訴訟最終通告書」のハガキが届いた。「訴状が提出された」「訴訟取り下げ最終期日を経て民事裁判が開始」などと書いてある。心当たりはない。連絡をしていないが情報提供する。(70代女性)



アドバイス

- 6月に入り、依然として不審なハガキや封書が届いたとの相談が寄せられています。
- 「民事紛争相談センター」「訴訟通知センター」などの名称で送付されますが、実在する機関ではありません。
- これは架空請求です。ハガキや封書が届いても、絶対に問い合わせの電話番号に連絡をしないでください。
- 連絡すると相手に電話番号が知られてしまい、裁判を取り下げるためと言って供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- このようなハガキや封書が届いても慌てないでください。心配な時は、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日